



港湾関係事業において使用する石材の監督・ 検査体制について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:昭和61年11月14日

受管号外

昭和61年11月14日

鳥取港湾事務所長殿
鳥取空港建設事務所長殿
倉吉土木事務所長殿
米子土木事務所長殿

土木部長

港湾関係事業において使用する石材の監督・
検査体制について（通知）

このことについて、第三港湾建設局次長から別添写しのとおり通知がありました。
ついては、この通知の趣旨を踏まえ従来にもまして、使用石材の適否の判断及び
適正な施工が行われるよう一層の配慮をしてください。

三港工第173号
昭和61年10月31日

鳥取県土木部長殿

第三港湾建設局次長

港湾関係事業において使用する石材の監督・
検査体制について

標記について、運輸省港湾局建設課長、防災課長、環境整備課長
から別紙のとおり通知があつたので通達の趣旨をふまえより一層の
配慮をお願いします。

なお、貴管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には貴職
からこの旨通知願います。

別紙

港建第284号
港災第1202号
港環第76号
昭和61年10月1日

第三港湾建設局次長（技術）殿

港湾局建設課長
港湾局防災課長
港湾局環境整備課長

港湾関係事業において使用する石材の監督・
検査体制について

標記については、従来から港湾工事共通仕様書、港湾工事
品質出来形管理基準等に基づき適正な執行が図られていること
と思われる。

しかしながらこのたび報道機関において報じられたように、
一部地域の港湾関係施設の基礎捨石等に使用する石材の材質
等についての問題が生じた。

これについては、当局としても現在その実態について当該
県より事情聴取しているところであるが、今後かかる問題が
生ずることのないよう、従来にもまして、使用石材の適否の
判断及び適正な施工が行われるよう一層の配慮をお願いする。

なお、貴管内の港湾管理者等に対してもこの主旨を周知徹
底されるようお願いする。